

様式第3

文 書 番 号

平成 年度私立高等学校等経常費助成費
補助金(一般補助)交付決定通知書

都道府県 _____

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度私立高等学校等
経常費助成費補助金(一般補助)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のと
おり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣



- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第
号で申請のあった平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付
申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容
の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、
別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 金 の 額	円

内訳

学 校 等 の 区 分	補助事業に要する経費	補 助 金 の 額
高 等 学 校 (全日制・定時制課程)	円	円
中等教育学校(前期課程)		
中等教育学校(後期課程)		
中 学 校		
小 学 校		
幼 稚 園		
高 等 学 校 (広域以外の通信制課程)		
計		

3 補助金の確定額は、国庫補助単価に、私立の小学校等の学則で定めた収容定員(当該年度の5月1日現在の実員が当該収容定員に満たない場合には実員とする。)の学校等の区分ごとの当該年度の合計数(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)を乗じて得た金額の合計額と、補助金の交付決定額(変更があった場合は変更後の額)のいずれか低い額とする。

4 都道府県知事は、適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱に従わなければならない。

5 補助金の交付の条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 補助事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。

(2) この交付決定に対して不服のある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日までとする。